※本ページは「43市町村」の結果を掲載。「30市町村」の結果との比較はP44～45を参照

43市町村

■調査結果から分かったこと

◇放課後ひとりでいる子どもについては、困窮度に関わらず約２割。
困窮度が高いほど、おうち以外の大人や学校以外の友だちと過ごす割合は低い。

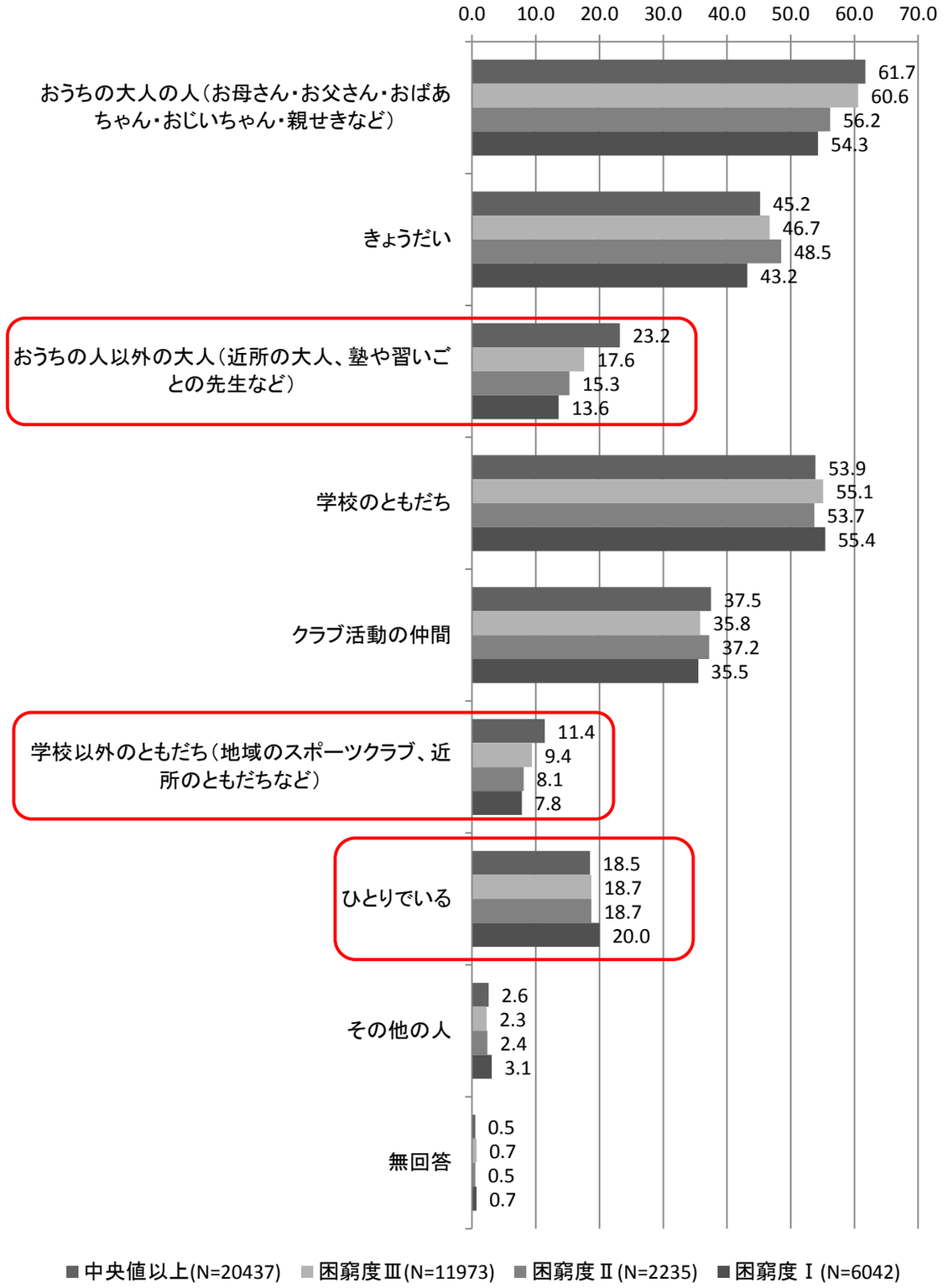

◇誰にも相談できない（したくない）は、困窮度との関連性が見られない。

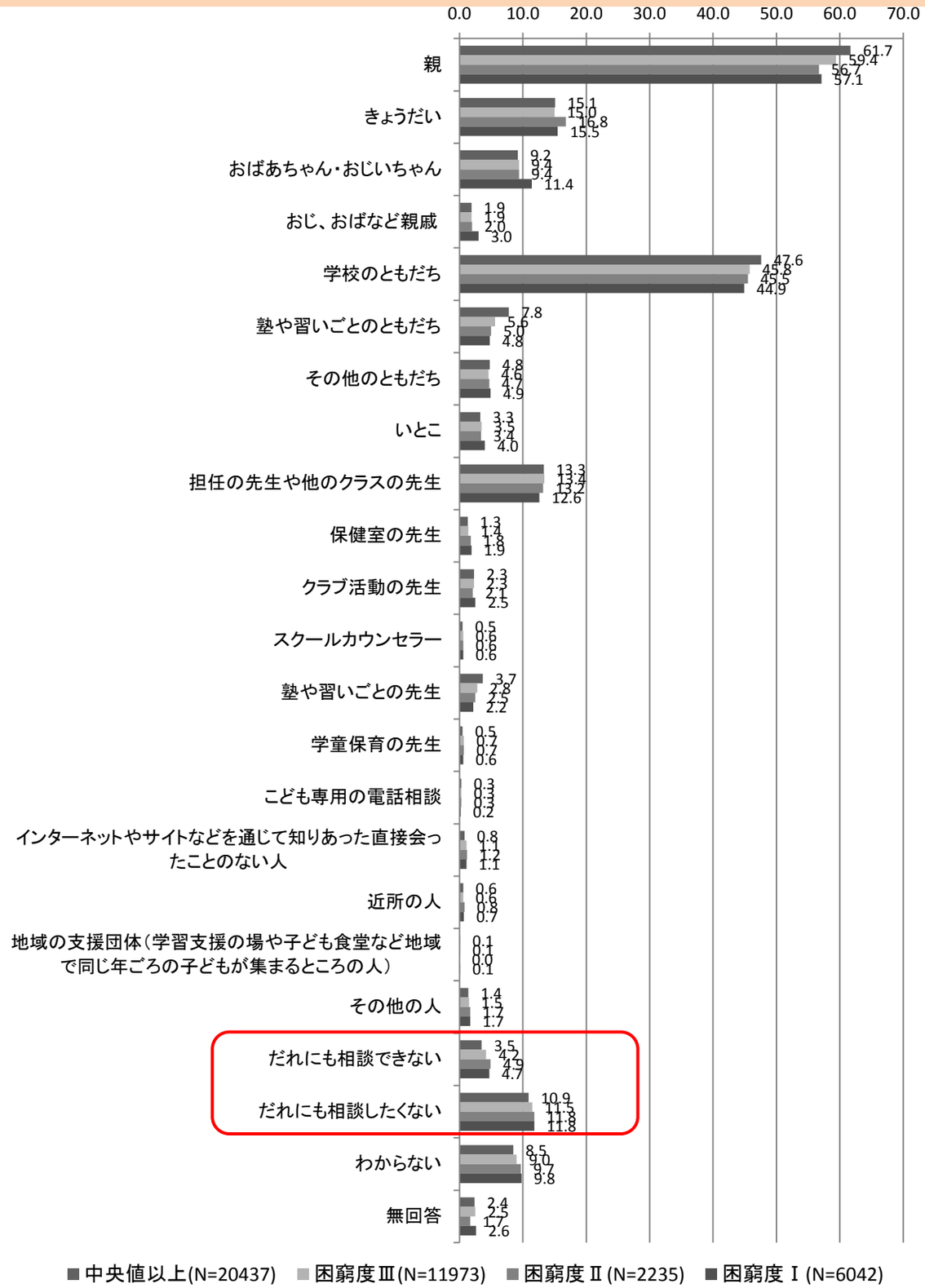

※本ページは「43市町村」の結果を掲載。「30市町村」の結果との比較はP46～47を参照

■調査結果から分かったこと

◇困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない。

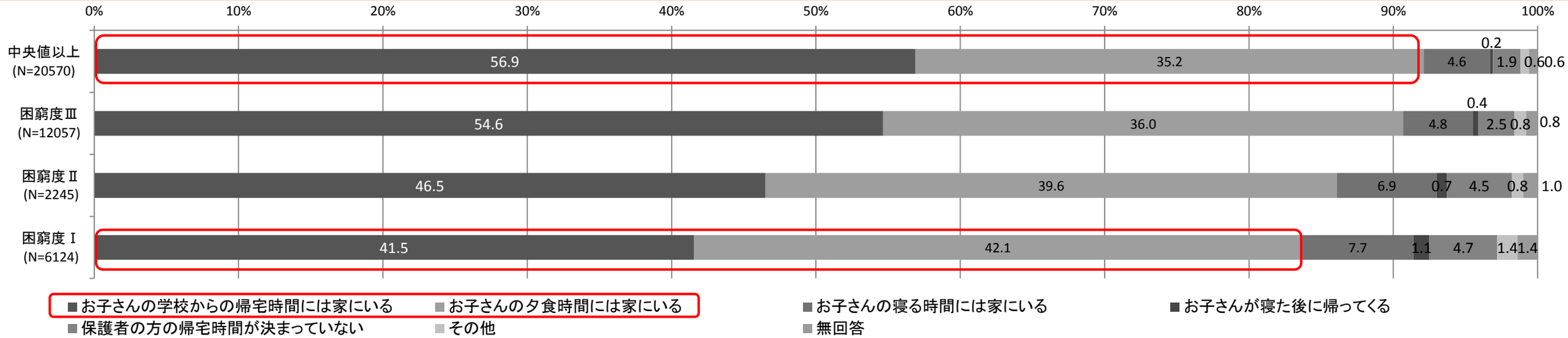

◇困窮度が高いほど「おうちのこと」で悩んでおり、「嫌なことや悩んでいることがない」の割合が少ない。
７割近くの子どもが何らかの悩みを持っている。

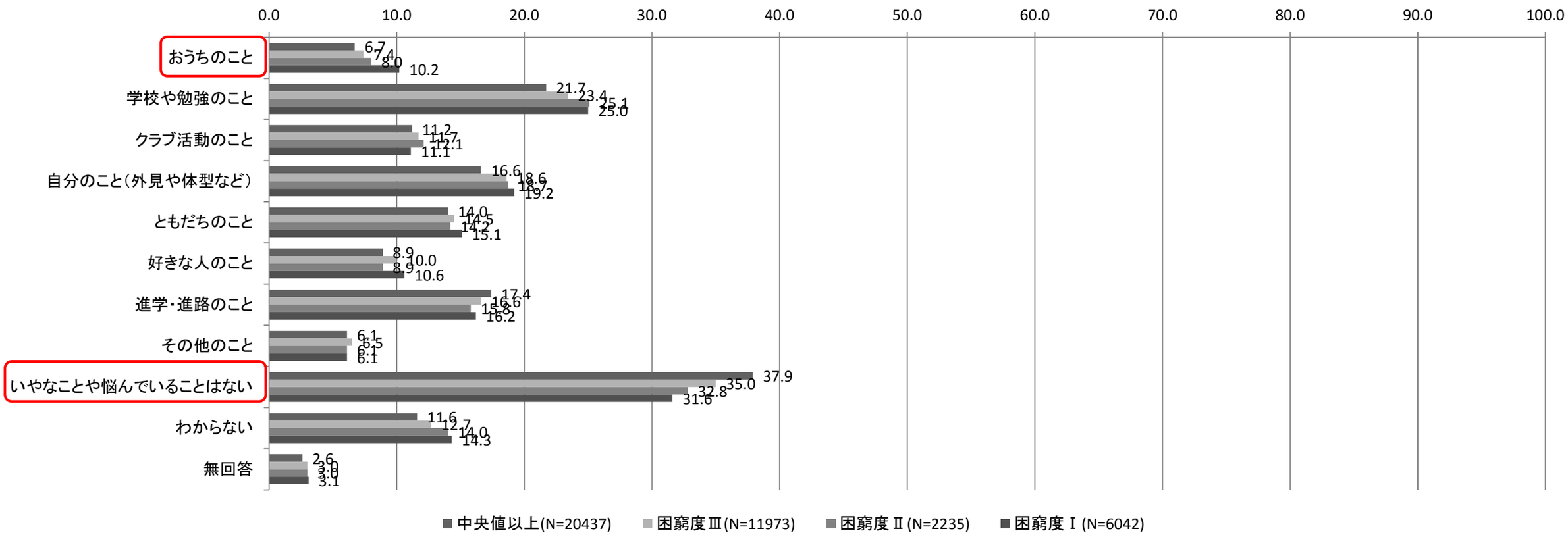

■現行の取組み

・次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め、これらの取組みを通じて、すべての就学児童がいきいきと活動できるよう、多様な居場所を確保している。
・また、高校における困難を有する生徒の支援に関わる機関の連携により、生徒や家庭に対して支援を行う体制の構築と、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校の防止を図っている。
・さらに、地域における子どもの居場所づくりや学習支援などをあわせて行い、多様な形で支援を行っている。

学　校

・放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）

・教育コミュニティづくり推進事業
（おおさか元気広場）

・高校内におけるプラットフォームの構築
高校における困難を有する生徒の支援に関わる機関の連携強化

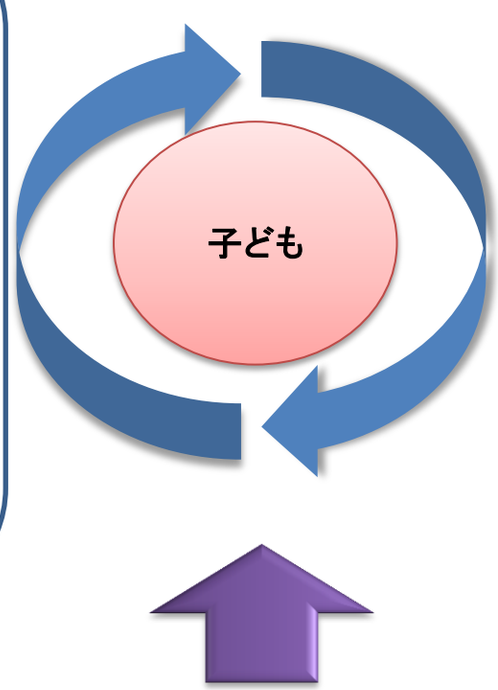

地　域

・ひとり親家庭等生活向上事業
（子どもの生活・学習支援事業）

・新子育て支援交付金
子どもの貧困対策事業（日常生活支援・学習支援）
居場所づくり事業・絵本で育む子どもとのふれあい事業
⇒市町村での学習支援や食事提供も可能な居場所づくり、読書活動を支援

・学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）
学習支援、居場所の提供、進路相談等、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援、その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援（※福祉事務所設置自治体での任意事業）

見守り・支援

地域における支援
民生委員・児童委員、主任児童委員、CSW、NPO法人、地域住民・ボランティアなど

主な課題

⇒資料1　P270･280

〇放課後ひとりでいる割合は困窮状況に関わらず、いずれにおいても2割近いことや、7割近くの子どもが何らかの悩みを持っている状況を踏まえ、子どもが悩みを抱えて孤立することがないよう、家族や親類以外の様々な人とも接する機会を持てるようにすることが必要。

方向性

＊学校や地域で支援を要する子どもを発見し、支援につなぎ、見守る体制を強化することで、セーフティネットでしっかりと支える仕組みを構築。

＊学校や地域の様々な活動や取組みを通して、地域の子どもや大人とのつながりや体験活動に取り組むとともに、地域や家庭に居場所がない子ども等に対して、地域において放課後等に気軽に立ち寄り、食事の提供等を行う「子ども食堂」のような居場所の整備を促進。また、取組みにあたっては、民間の協力を得て、子ども食堂への食材提供や、地域で活動する団体の相互交流を図る「子ども食堂サミット」のような場の設定をするなど、公民連携による取組みを推進。

＊昼間保護者のいない家庭の小学生児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を推進。

＊様々な職業、経験を有する地域人材が、登下校の安全見守り、授業補助、放課後の学習支援等に参画し、子どもたちと交流している「学校支援地域本部」等の活動や、地域の方々の参画により放課後や土曜日等において、豊かな体験・交流に向けた活動が行われている「おおさか元気広場」の推進。